

# 令和 7 年度 農業振興会議・ゆうきの里を育てよう連絡協議会 次第

日時：令和 8 年 2 月 24 日

午後 16 時 00 分～

場所：農村観光交流センターみらい

## 1. 開 会

## 2. 挨拶

## 3. 役員の選出

|            |         |     |
|------------|---------|-----|
| 農業振興会議     | 会長      | 副会長 |
| ゆうきの里を育てよう | 会長 北沢町長 | 副会長 |
|            | 監事      | 監事  |

## 4. 協議事項

### (1) R7 の事業状況報告について

- ① 農業従事者・農地面積・遊休農地の推移
- ② 各種補助金について（農業支援・農地整備）
- ③ 担い手育成事業について（新規就農者支援・果樹研修制度）
- ④ 各種団体支援について（認定農業者・畜産協議会・農技連  
・労働力確保・若武者・人と自然にやさしい農業連絡会  
・女性グループ）
- ⑤ 農地の賃貸借・売買事業について
- ⑥ グリーンみらい・まつかわの活動について
- ⑦ ゆうきの里を育てよう認証制度について

### (2) ゆうきの里を育てよう連絡協議会の会計報告

### (3) 松川町地域計画の計画更新について

## 5. その他

- (1) 松川町担い手育成総合支援協議会について
- (2) 松川町学校給食指針の策定について
- (3) 各団体からの報告

## 6. 閉 会

| 松川町農業振興会議・松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会 委員名簿 |        |              |
|-----------------------------------|--------|--------------|
| 所属組織等                             | 氏名     | 該当組織         |
| 松川町長                              | 北沢秀公   | ゆうきの里        |
| 松川町議会総務産業建設委員長                    | 加賀田 亮  | 農業振興会議       |
| 松川町議会議員総務産業建設副委員長                 | 松井悦子   | 農業振興会議       |
| 松川町農業委員会 会長                       | 牛久保 守  | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 松川町農業委員会 会長代理                     | 大島 理可  | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 松川町農業委員会                          | 松下 正博  | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| JAみなみ信州農業協同組合理事                   | 大澤 史人  | 農業振興会議       |
| JAみなみ信州農業協同組合松川支所長                | 北村 優佳  | 農業振興会議       |
| 生産組織の代表<br>松川ファーマーズクラブ会長          | 須藤 博之  | 農業振興会議       |
| 生産組織の代表<br>人と自然にやさしい農業連絡会         | 米山 春彦  | 農業振興会議       |
| 若手農業者の代表<br>若武者代表                 | 伊藤 祐哉  | 農業振興会議       |
| 松川町認定農業者連絡会会長                     | 宮下 俊晴  | 農業振興会議       |
| 長野県農業経営者協会副会長                     | 宮下 彰   | 農業振興会議       |
| 長野県農業法人協会副会長                      | 中平 義則  | 農業振興会議       |
| 長野県農業士協会理事                        | 大場 健太  | 農業振興会議       |
| くだもの観光協会会長                        | 関 悟司   | 農業振興会議       |
| 有機農業研究会                           | 山田 正明  | 農業振興会議       |
| 女性農業者の代表<br>JA女性部長                | 松下 真由美 | 農業振興会議       |
| 女性農業者の代表<br>長野県農村生活マイスター          | 木下 恵子  | 農業振興会議       |
| 女性農業者の代表<br>MATSUKAWA農業女子 スカーレット  | 武中 愛   | 農業振興会議       |
| ゆうき給食とどけ隊会長                       | 久保田純治郎 | ゆうきの里        |
| ゆうき給食とどけ隊副会長                      | 牛久保二三男 | ゆうきの里        |
| 直売所代表 もなりん                        | 林下 真二  | ゆうきの里        |
| 松川町教育長                            | 溝上 正弘  | ゆうきの里        |
| 学校栄養士 中学校                         | 伊藤 恭子  | ゆうきの里        |
| 学校栄養士 中央小                         | 木下めぐ美  | ゆうきの里        |
| 学校栄養士 北小                          | 本多有里子  | ゆうきの里        |

松川町農業振興会議・松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会 委員名簿・

| 所属組織等                 | 氏名    | 該当組織         |
|-----------------------|-------|--------------|
| 町栄養士 保健福祉課            | 浜岡 翔子 | ゆうきの里        |
| 町栄養士 保健福祉課            | 今井奈穂美 | ゆうきの里        |
| 保育園 こども課（保育園）         | 遠野 美幸 | ゆうきの里        |
| 松川町商工会代表              | 細田 勉  | ゆうきの里        |
| 南信州農業農村支援センター係長       | 酒井 浩晃 | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| J A 松川支所営農課 課長        | 坂巻 勲  | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 町建設水道リニア対策課 課長        | 中村 昌彦 | 農業振興会議       |
| 町建設水道リニア対策課 主査        | 小池 秀郎 | 農業振興会議       |
| 町産業観光課 課長             | 下井 昭二 | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 町産業観光課農林係 係長          | 小沢 香織 | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 町産業観光課農林係 主任          | 中村 一貴 | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 町産業観光課農業振興係 係長        | 宮島 公香 | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 町産業観光課農業振興係 主事        | 光澤 宏二 | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 町産業観光課農業振興係 主査（住民税務課） | 松下 直央 | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 農地利用調整推進員             | 佐藤 光吉 | 農業振興会議       |
| 農地・経営相談員              | 下平 隆司 | 農業振興会議       |
| 就農相談員                 | 木下 倫信 | 農業振興会議       |
| 農業法人推進員               | 吉川 昭  | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 農業法人推進員               | 新井 利彦 | 農業振興会議       |
| J A 松川支所営農課 営農支援センター  | 橋場 幸子 | 農業振興会議       |



松川町の農業従事者・農地面積、遊休農地の推移

R8.2現在

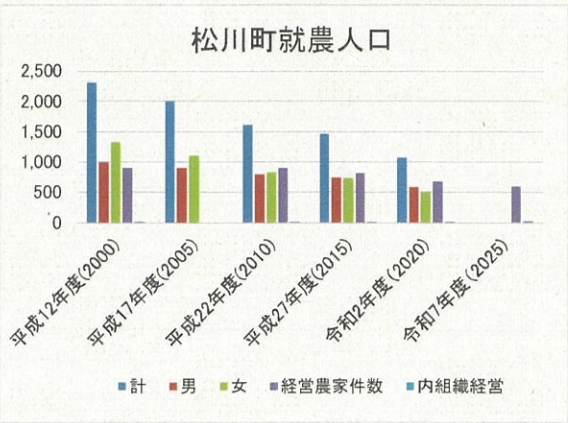
①農業就業人口

単位:人

松川町の面積72.79Km<sup>2</sup> =7,279ha

| 年度(センサス)     | 計     | 男   | 女     | 経営農家件数 | 内組織経営 |
|--------------|-------|-----|-------|--------|-------|
| 平成12年度(2000) | 2,300 | 984 | 1,316 | 899    | 6     |
| 平成17年度(2005) | 1,995 | 897 | 1,098 | —      | —     |
| 平成22年度(2010) | 1,605 | 785 | 820   | 892    | 6     |
| 平成27年度(2015) | 1,459 | 732 | 727   | 810    | 9     |
| 令和2年度(2020)  | 1,066 | 578 | 488   | 668    | 9     |
| 令和7年度(2025)  | —     | —   | —     | 592    | 12    |

| 年度   | 認定農業者数 |
|------|--------|
| 07年度 | 100    |



②農業産出額の推移

単位:億円

| 年度  | 平成27年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|-------|------|------|------|------|------|
| 販売額 | 32.2  | 41.2 | 46   | 43.7 | 46   | 46.9 |

農林業センサス結果等を活用した農業産出額推計

③経営農地面積の推移

単位:ha 農林業センサスより

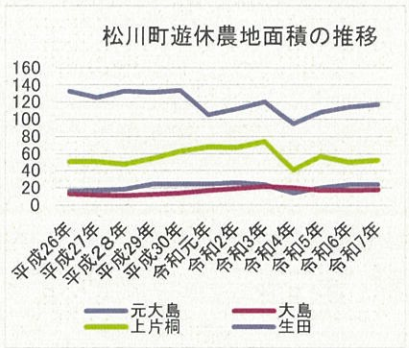
| 年度 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和7年 |
|----|-------|-------|------|------|
| 面積 | 792   | 748   | 625  | —    |

④松川町全体の農地台帳整備 農地面積及び農振農用地

| 年度    | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 農地面積  | 1327 | 1325 | 1321 | 1321 | 1320 | 1318 | 1315 |
| 農振農用地 | 942  | 942  | 942  | 942  | 942  | 941  | 940  |

単位:ha

利用状況調査後(11月)



⑤遊休農地面積の推移

農業委員による農地の利用状況調査によるデータ(12月) 単位:ha

| 年度  | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 全面積 | 213   | 205.5 | 210   | 222.7 | 235.4 | 214.5 | 224.8 | 239  | 170  | 202  | 206  | 211  |
| 元大島 | 16.3  | 17.1  | 18.4  | 24.4  | 24.7  | 24.4  | 26.2  | 24   | 14   | 20   | 24   | 24   |
| 大島  | 13.1  | 11.8  | 11.1  | 12.2  | 14.2  | 16.9  | 19.6  | 22   | 20   | 17   | 17   | 18   |
| 上片桐 | 50.7  | 51    | 47.6  | 54.7  | 62.9  | 67.7  | 67    | 74   | 41   | 57   | 50   | 52   |
| 生田  | 132.9 | 125.6 | 132.9 | 131.4 | 133.6 | 105.5 | 112   | 120  | 95   | 108  | 114  | 117  |

⑥遊休農地面積の推移(区分別)

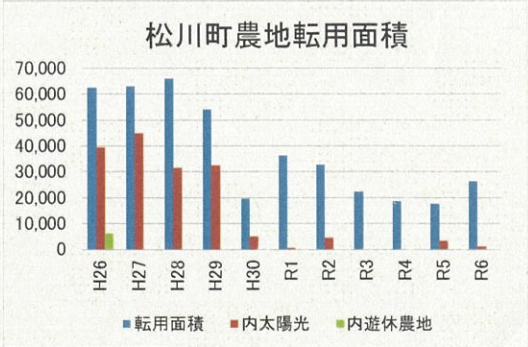
農業委員による農地の利用状況調査によるデータ 単位:ha

| 年度         | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年                            | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|----------------------------------|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 全面積        | 213   | 205.5 | 210   | 222.7 | 235.4                            | 214.5 | 224.8 | 239  | 170  | 202  | 206  | 211  |
| 緑(荒廃度が低度)  | 72    | 74.2  | 77.5  | 89.9  | 98                               | 84.3  | 95.3  | 99   | 69   | 81   | 83   | 87   |
| 黄(荒廃度が中度)  | 26.4  | 22.6  | 21.2  | 20.9  | 19.5                             | 22.4  | 26    | 30   | 24   | 24   | 29   | 27   |
| 赤(再生利用が困難) | 114.6 | 108.7 | 111.3 | 111.9 | 117.9<br>(内22.3非農地・<br>11.7森林編入) | 107.8 | 103.5 | 110  | 77   | 97   | 93   | 97   |

松川町 農地転用面積(農地法4条・5条許可)

単位 m<sup>2</sup>

|       | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 転用面積  | 62,383 | 62,738 | 65,748 | 53,918 | 19,441 | 36,023 | 32,542 | 22,216 | 18,456 | 17,523 | 25,992 |
| 内太陽光  | 39,357 | 44,784 | 31,207 | 32,287 | 4,843  | 362    | 4,235  | —      | —      | 3,177  | 800    |
| 内遊休農地 | 6,119  | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      |





## ②各種補助金について

### 令和7年度 農業振興補助事業の利用状況

産業観光課

#### 【町単独】

##### ○松川町気象災害に強い果樹産地づくり推進補助金

- ・ 燃焼用資材購入・凍霜害防止資材購入の補助 補助率：30%（限度額あり）  
燃焼用資材・凍霜害防止資材の購入に要する経費  
1 件 4,884 円（16,280 円）

- ・ 防霜ファン移設費の補助 補助率：30%（限度額 30,000 円/1 本）  
防霜ファンの移設に要する経費（防霜ファン本体価格は除く）  
1 件 270,000 円（2,054,690 円）

- ・ 収入保険加入補助事業 補助率：30%～50%  
加入年から3年目までの方を対象に、掛け金の一部を補助
- ・ 果樹共済補助事業 補助率：20%  
加入年から3年目までの方を対象に、掛け金の一部を補助  
4 戸 8,889 円（113,558 円）

##### ○環境にやさしい農産物土壌分析補助事業 補助率：30% 土壌診断に要する経費の補助

##### ○果樹産地振興対策事業 補助率：30%（限度額あり） 梨の苗木購入費用に対する補助 1 件 申請

##### ○有害鳥獣駆除対策事業 補助率：50%（限度額あり） 野生鳥獣による農作物等の被害に対し、被害を最小限に食い止め、農業生産を確保するため、有害鳥獣駆除対策事業実施にともなう経費の補助 13 件 654,00 円（1,317,316 円）

#### 【県】

##### ○信州農業生産力強化対策事業 補助率：50%（限度額あり） ロボット草刈り機 3 団体申請 1 団体採択 1 件 1,740 千円（3,480 千円）6 台導入

#### 【国・県】

##### ○経営体育成支援事業（初期投資促進事業） 補助率 国 1/2 県 1/4 融資 1/4（上限 5,000 千円） 2 件 りんごのワイ化棚・苗 7,023 千円（10,435）

○経営体育成支援事業（世代交代円滑化）49歳以下の経営を開始3年以内の者（認定）

修繕等 補助率 国 1/3

1件 冷蔵庫ユニットクーラー交換 1,092千円（3,278千円）

農機具、設備導入補助率 国 1/2（上限6,000千円 県 1/4 融資 1/4

2件 水稲用農機具・スピードスプレヤー・ロボット草刈り機

国：5,838千円・県：2,919・融資：2,919（11,680千円）

#### 【国】

○新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 年 1,500千円（3年間）

前期5名 5,750千円

後期3名 2,250千円

新規2名 1,500千円

○農山漁村振興交付金

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

補助率 1/2（事業費50,000千円以内）

部奈地区ライスセンター整備事業 24,147千円（49,217千円）

○地域営農基盤強化総合対策事業

最適土地利用総合対策事業 2地区（大沢・部奈） 上限10,000千円

遊休農地対策・地域協議会にて取り利用構想・活性化計画の策定

14,100千円

③ 担い手育成事業について（新規就農者支援・果樹研修制度）

(1) 新規就農者確保への取組み

① 果樹農業研修制度（地域おこし協力隊）

- ・ 就農者 7 名（R5 年 1 期生 2 名、R6 年 2 期生 1 名、R7 年 3 期生 2 名、R8 年 4 期生 2 名）
- ・ 新たな研修生の受入 6 期生応募者いませんでした
- ・ 研修中

| 期 | 氏 名      | 前住所 | 研修期間      | 現在居住地    | 農地貸借 |
|---|----------|-----|-----------|----------|------|
| 5 | 栗林 諒 30代 | 埼玉  | R6.2～R9.1 | 名子原      | R8.4 |
|   | 松村卓也 30代 | 愛知  | R6.2～R9.1 | 清北（研修住宅） | R8.4 |

② 就農相談件数 19 件（うち町内 3 件）

③ 農業体験受入 7 名 6 回（R5 年度 7 名 8 回）

④ 就農相談会…南信州暮らし移住相談会（名古屋）6/22

長野県 JA 合同就農相談会（新宿）7/6

いいとこなんだに南信州移住就農相談会 8/2

まるごと南信州フェア移住就農相談会 2/20、21

⑤ 担い手就農プロデュース（JA+南信州 14 市町村） 6 回出席

(2) 新規就農者支援

① 青年等就農計画（認定新規就農者）申請支援 3 名認定

② 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付申請支援  
R7 年度交付対象者 7 名（うち 1 名が交付期間終了）

③ 里親研修制度 研修中 2 名 R8.4 より研修 1 名

(3) 後継就農者支援

長野県農業担い手育成基金 親元就農者支援助成申請支援 0 名

(4) 過去 5 年の就農状況

| 新規就農者数             | R2 | R3       | R4   | R5       | R6       | R7       | 合計       |
|--------------------|----|----------|------|----------|----------|----------|----------|
| 後継就農者              | 4  | 2        | 1    | 4        | 3        | 5        | 14       |
| 新規就農者<br>（うち果樹研修生） |    | 2<br>(2) | 法人 1 | 2<br>(1) | 2<br>(2) | 3<br>(2) | 7<br>(5) |
| 独立就農者              |    | 1        | 2    | 1        |          |          | 4        |
| 定年就農者              | 1  | 1        |      |          | 2        | 2        | 4        |
| 年 度 計              | 5  | 6        | 4    | 7        | 7        | 10       | 29       |

R8 年度新規就農予定者 3 名 (2)



#### ④ 各種団体支援について

##### ○松川町認定農業者連絡会

目的 認定農業者の経営の安定と向上を図るとともに、制度を啓蒙普及し、会員相互の情報交換、連携、親睦を図る。

認定農業者（令和 7 年 2 月 10 日現在）100 人 （うち共同申請 12）

役員（令和 7・8 年度）

・会長 宮下 俊晴 ・副会長 北沢 公彦 大場俊文

##### 実施事業

|                  | 事業名               | 場所          | 内容              | 参加人数 |
|------------------|-------------------|-------------|-----------------|------|
| R7/8/1           | なんでも学習会           | 交流センターみらい   | 事業継承の進め方        | 19 名 |
| R7/8/7           | 認定農業者連絡会・若武者共催学習会 | 交流センターみらい   | バイオスティミュラントについて | 41 名 |
| R8/1/22          | 農業委員会との意見交換会      | 役場大会議室      | 地域計画について        | 34 名 |
| 3 月 24 日<br>(予定) | 家族経営協定            | 交流センターみらい予定 | 平栗光茂・昌平さんほか     |      |
| 3 月 5 日<br>(予定)  | 総会・農政懇談会          | 役場協議会室      |                 |      |

##### ○松川町畜産協議会

目的 町内の畜産振興と防疫、経営改善を図るために、会員相互の親睦と利益増進を図ることを目的とする。

畜産協議会員：6 人 （乳牛・豚・山羊）

役員（令和 7 年度）

・協議会長 宮下 彰 ・副協議会長（会計） 橋場 龍司 ・監事 宮沢 喜好

##### 実施 事業

|         | 事業内容                |
|---------|---------------------|
| R7/5/20 | 畜魂祭、定期総会            |
| R7/6/27 | 学習会「補助金事業について」3 名参加 |

## ○松川町農業技術者連絡協議会（農技連）

目的 松川町における農業技術者相互の連絡強調を図り、町の農業技術推進及び地域生活の向上に努める

構成 松川町役場、長野県南信州農業農村支援センター、みなみ信州農業協同組合松川支所、長野県農業共済組合下伊那支所関係者

実施事業

会議関係

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| R7/4/1 | 松川町農業災害対策本部事務局会議（場所：役場協議会室）   |
| 6/16   | 松川町農業技術者連絡協議会総会（場所：交流センターみらい） |

災害対応関係

|         |                     |
|---------|---------------------|
| R7/4/28 | 低温注意報のため防災無線        |
| 7/24    | 雹害現地調査              |
| 10/8    | 台風接近に伴う強風対策について防災無線 |

注意喚起・広報など

|     |                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------|
| 9月  | 農薬の適切な使用について注意喚起、LINE 配信                              |
| 10月 | 熊対策 注意喚起 組合回覧                                         |
| 12月 | 野生動物への餌付け防止 組合回覧                                      |
| 随時  | 霜注意報、台風接近等に関する注意喚起 防災無線                               |
| 随時  | 受粉用ミツバチ導入中消毒注意、農作業安全月間、熱中症注意、農作物盗難防止、消毒・爆音機の騒音防止 有線放送 |

## ○労働力確保

・シルバー人材センター対象講習会

目的：減少するシルバー会員の中でも松川町で果樹作業を行える会員の増を目的に実施

講師：農業農村支援センター桐崎主査 JA 営農課今井技術員、小原技術員 3名

① 摘花・摘果講習会 R7.4.24(木) @みらい道向かい圃場 参加者 11名

② 葉摘み・玉廻し講習会 R7.9.12(金) @みらい圃場 参加者 5名

・ホームステイ

受入農家 5農家

53人 / 延べ 14校

・農業体験（旧ワーキングホリデー）

R7 ボランティア保険加入約 144 名。

ワーキングホリデーとしての受け入れに加え、新規就農希望者や移住希望者の事前農業研修会として受け入れ

### ○若手農業者の会 若武者

目的 次代を担う若手農業者が営農意欲を持ち、また新規就農者が溶け込みやすい環境づくりを進めるとともに、会員相互の情報交換、連携、親睦を図り、会員個々の資質向上を目的とする。

会員数 32 名（うち町外 6 名）

会長： 伊藤 祐哉 副会長： 円谷 淳二、片桐 信

新規加入者： 中原 直晃、平田 浩一朗、高村 浩司

補助金（町） 280,000 円 （担い手育成基金） 50,000 円

### 実施（予定）事業

|                | 事業名                  | 場所               | 内容他                      | 参加人数 |
|----------------|----------------------|------------------|--------------------------|------|
| R7/5/13        | 新規会員園地回り・学習会         | 乾氏、金山氏、富山氏圃場、みらい | 新規会員の圃場紹介、確定申告について等      | 22 人 |
| 7/9            | 長野県北部視察              | 須坂市、飯綱町          | ボンボンシャインマスカット、ふじ圃場視察     | 11 名 |
| 8/7            | 認定農業者連絡会・若武者みらい共催学習会 | 交流センターみらい        | バイオスティミュラントについて          | 20 名 |
| 10/18          | 秋の販売体験               | 愛知県大府市           | JA あぐりタウンげんきの郷           | 11 名 |
| 12/20          | 冬の販売体験               | 静岡県牧之原市          | 牧之原市相良総合センター い〜ら         | 17 名 |
| R8/1/7<br>～1/8 | 視察研修                 | 静岡県掛川市           | イチゴ・キウイフルーツ圃場視察、肥料会社工場見学 | 12 名 |
| 2/14           | 学習会・交流会              | 中央公民館えみりあ        | 肩こり解消ストレッチ講座 懇親会         | 10 名 |
| 3/9            | 総会                   | 交流センターみらい        |                          |      |

### その他

① 新規就農者激励会 R7.6.18(水) @飯田合同庁舎

② 牧之原市やすらぎフェスタ R7.12.6 @牧之原市静波グラウンド





## ○人と自然にやさしい農業連絡会

目的 町内のりんご（ふじ）栽培者の技術向上と意識の高揚を図り、合わせて消費者に選ばれる産地となるよう生産者同士の情報交換、交流を目的とする。松川町ブランドの維持向上。

会長 米山春彦

理事 各農業者団体代表。（農事組合法人増野・F エース・有機農業研究会・ファーマーズクラブ・若武者・南信州林檎研究会・さすがふじ・新みらい塾）

① 第19回立木検討会 R7.10.31(金) @町内、みらい 参加者14名。  
各団体代表圃場を巡回、意見交換。その後、農業農村支援センター桐崎主査より害虫対策について講演、検討会実施。

② 第8回おいしいふじの品評会 R7.12.3(水) @みらい 出品数18箱。  
選果場センサー審査 - - 支援センター破壊審査 - - 2次審査 - - 表彰式  
- - 展示 - - 出品物はふるさと納税返礼品として発送。

審査員：

支援センター 南信州農業農村支援センター 本井所長、伊原主査  
長野県農政部 農業技術課 鈴木専門技術員  
農協営農課 今井 技術員

最優秀賞：大澤 政弘

優秀賞：米山 博洋・松尾幸亮

優良賞：赤羽 順一・宮沢 恭平・原 一輝





## ○女性農業グループ支援

(1) MATSUKAWA 農業女子 会員数 50 名。

目的 農業に深い浅いに関わらず携わる女性(特に若手、20～40 代)のネットワーク化(ゆるやかに繋がることができるコミュニティの形成)、魅力発信、活躍できる場づくりを目的とする。

役員 なし

① 第1回会合 R7.5.16(金) @交流センターみらい

② 心と身体の健康 ヨガ教室 R7.6.20 (金) @交流センターみらい

その他

・R7.6.3 しごと☆未来フェア参加。



(2) まつかわの風土食を育む会

目的 松川町の農産物を利活用することで地域の振興を図るとともに、松川町に伝わる風土食を育み、発展させることを目的とする。

会長 木下 恵子 副会長 米山 郁子

理事 各団体代表。(新星ましの・農村生活マイスター・婦人会・食生活改善推進協議会・MATSUKAWA 農業女子・(Pine3・スカーレット))

活動内容 第26回ふるさと味祭り R8.2.21(土)@えみりあホール

地元の食材活用講座 70 名参加

地域食材を活かした料理で高い評価を受けるオーチャードレストランの坂元氏をお迎えし、参加者に学びと味わいの両面から地元食材の魅力を体感いただき、活用方法について学べる機会をつくる。





⑤ 農地の賃貸借・売買事業について

令和7年度 農地貸借・売買事業の実施状況

松川町営農支援センター

1 農地利用円滑化事業の貸借状況

単位:㎡

| 地区名 | 3年度            |    | 4年度            |    | 5年度            |    | 6年度            |    | 7年度                                                                   |    |
|-----|----------------|----|----------------|----|----------------|----|----------------|----|-----------------------------------------------------------------------|----|
|     | 件数             | 面積 | 件数             | 面積 | 件数             | 面積 | 件数             | 面積 | 件数                                                                    | 面積 |
| 元大島 | 制度終了のため<br>値なし |    | 制度終了のため<br>値なし |    | 制度終了のため<br>値なし |    | 制度終了のため<br>値なし |    | 令和7年12月末の<br>ストック量<br>31件 63,944㎡<br><br>終期の遅いもの<br>令和10年12月31<br>日まで |    |
| 大 島 |                |    |                |    |                |    |                |    |                                                                       |    |
| 上片桐 |                |    |                |    |                |    |                |    |                                                                       |    |
| 生 田 |                |    |                |    |                |    |                |    |                                                                       |    |
| 計   |                |    |                |    |                |    |                |    |                                                                       |    |

2 農地中間管理事業による貸借状況

単位:㎡

| 地区名 | 3年度 |         | 4年度 |         | 5年度 |         | 6年度 |         | 7年度 |         |
|-----|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
|     | 件数  | 面積      | 件数  | 面積      | 件数  | 面積      | 件数  | 面積      | 件数  | 面積      |
| 元大島 | 22  | 37,412  | 10  | 20,500  | 23  | 47,667  | 21  | 54,452  | 23  | 51,622  |
|     | 2   | 8,942   | 7   | 17,276  | 2   | 2,207   | 3   | 8,693   | 5   | 8,274   |
| 大 島 | 15  | 35,462  | 13  | 40,842  | 12  | 42,327  | 13  | 36,301  | 21  | 51,490  |
|     | 3   | 10,464  | 7   | 10,707  | 1   | 537     | 2   | 4,086   | 11  | 19,627  |
| 上片桐 | 24  | 52,456  | 14  | 37,322  | 26  | 65,265  | 24  | 45,164  | 53  | 102,293 |
|     | 4   | 4,443   | 14  | 39,887  |     |         | 2   | 3,514   | 7   | 9,179   |
| 生 田 | 2   | 2,100   | 11  | 8,794   | 6   | 9,660   | 7   | 12,188  | 14  | 22,697  |
|     | 1   | 1,839   |     |         |     |         |     |         | 1   | 553     |
| 計   | 63  | 127,430 | 48  | 107,458 | 67  | 164,919 | 65  | 148,105 | 111 | 228,102 |
|     | 10  | 25,688  | 28  | 67,870  | 3   | 2,744   | 7   | 16,293  | 24  | 37,633  |

※ 下段は、更新の状況である。

3 農地売買支援事業による売買状況

単位:㎡

| 地区名 | 3年度 |       | 4年度 |        | 5年度 |        | 6年度 |        | 7年度 |        |
|-----|-----|-------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
|     | 件数  | 面積    | 件数  | 面積     | 件数  | 面積     | 件数  | 面積     | 件数  | 面積     |
| 元大島 | 1   | 912   | 4   | 8,279  | 7   | 6,270  | 5   | 9,782  | 3   | 3,933  |
| 大 島 | 1   | 2,469 | 1   | 1,167  | 1   | 2,945  | 5   | 14,637 | 4   | 8,080  |
| 上片桐 | 6   | 6,442 | 3   | 9,634  | 5   | 9,708  | 3   | 2,200  | 7   | 15,168 |
| 生 田 |     |       | 1   | 1,138  | 4   | 5,806  |     |        |     |        |
| 計   | 8   | 9,823 | 9   | 20,218 | 17  | 24,729 | 13  | 26,619 | 14  | 27,181 |

※ 令和8年3月見込み

⑥ グリーンみらい・まつかわの活動について

～優良な農地を次世代の担い手に繋ぐ～

一般社団法人グリーンみらい・まつかわ

令和7年度（R7.3.1～R8.1.31 現在）取組について

1. 「令和7年度に実施する業務」

- (1) 松川町における農地の有効活用実践
- (2) 松川町における集落組織の活性化
- (3) ゆうきの里を育てよう参加型認証制度の取り組み

2. 事業活動の概要

(1) 松川町における農地の有効活用実践

- ①法人管理農地 213a（城・りんご、大沢南部・りんご・梨、下垣外・桃、増野・りんご等。目標 200a。令和6年度 116a、5年度 16a）
- ②法人緑肥栽培農地 10a（大沢南部マルチ・ゴ・ルト。目標 10a。令和6年度 50a、5年度 0a）
- ③法人作業受託 753a（のべ 65 筆。目標 1ha。令和6年度 765a、5年度 53a）
- ④特殊農業機械作業 525a（のべ 42 筆。目標 30 回。令和6年度 549a、5年度 53a）

(2) 松川町における集落組織の活性化

- ・最適土地利用総合対策事業の支援
- 大沢地区（大沢南部・北部）及び部奈地区での取り組み支援

(3) ゆうきの里を育てよう参加型認証制度の取り組み

認証申請 22 件、書類及び現地審査 22 件、審査合格 22 件。

☆ 農機具の管理状況

|                   | 台数  | 補助事業等     | 所有者   |
|-------------------|-----|-----------|-------|
| 乗用モア              | 1   | 集落支援      | 松川町   |
| トラクター（フレールモア付き）   | 1   | 有機農業産地    | 松川町   |
| 田植え機（除草機付き）       | 1   | みどり・集落    | 松川町   |
| たい肥散布機            | 1   | 化学肥料低減    | ゆうきの里 |
| 無煙炭化器 ふた付き 150 cm | 1   | 最適（大沢）    | 松川町   |
| 背負い式・肩掛け式草刈り機     | 2・2 | 最適（大沢）    | 松川町   |
| 背負い式・肩掛け式草刈り機     | 2・2 | 最適（部奈）    | 松川町   |
| チェーンソー&防護服        | 2・2 | 最適（大沢）    | 松川町   |
| チェーンソー&防護服        | 2・2 | 最適（部奈）    | 松川町   |
| バッテリー式ハンディソー      | 4   | 最適（大沢）    | 松川町   |
| ラジコン草刈り機          | 1   | 最適（大沢）    | 松川町   |
| ラジコン草刈り機          | 1   | 最適（部奈）    | 松川町   |
| スパイダーモア           | 2   | 最適（大沢）    | 松川町   |
| スパイダーモア           | 2   | 最適（部奈）    | 松川町   |
| 水田溝堀り機            | 2   | 最適（部奈）    | 松川町   |
| マルチャー             | 1   | 最適（部奈）    | 松川町   |
| 播種機（5 条）          | 1   | 最適（部奈）    | 松川町   |
| 芋ほり機              | 2   | 最適（大沢・部奈） | 松川町   |

～優良な農地を次世代の担い手に繋ぐ～

グリーンみらい・まつかわ では、  
農作業支援に取り組みます。

令和5年10月17日、  
松川町の残すべき農地を次世代  
の就農者に繋いでいくため、  
農地維持管理を行う一般社団法人  
を設立しました。

## 機械作業受託・申込受付中

受託できる作業内容は以下のとおり

2024.4 発行

| 作業内容           | 参考価格                                                        | 条件                                                                          |
|----------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 草刈り作業（乗用モア）    | 5,000 円／10 a（1 時間）                                          | 体調不良等で作業が間に合わない場合などご相談ください。                                                 |
| 緑肥粉碎作業（フレールモア） | 10,000 円／10 a（2 時間）                                         | 有機農業産地づくり支援金にて導入した農機具です。環境に配慮した農法による取り組みを応援します。除草剤や、土壤消毒などはお控えください。         |
| 耕起作業（トラクター）    | 10,000 円／10 a（2 時間）                                         |                                                                             |
| たい肥散布作業（散布機）   | 7,000 円／1t（45 分）                                            | 化学肥料低減定着対策事業・たい肥等国内資源利用体制の強化支援事業で導入した農機具です。国内資源のみを原料とするたい肥や、肥料の散布のみに利用できます。 |
| たい肥散布機レンタル     | 10,000 円／1 日<br>（前日午後借受、翌日午前返却）<br>法人運搬・清掃の場合、別途料金が必要となります。 |                                                                             |

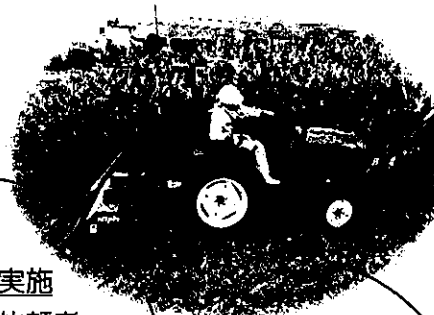
お申込みいただいてから、日程調整し、現地確認してから見積書を作成させていただきます。

① 申込書の作成  
指定の申込用紙に  
ご記入ください。

② 見積書の提示  
現地確認して参考  
価格を基本に作成  
します。

③ 作業の実施  
作業時には依頼者  
（本人または家  
族）の方の立会い  
をお願いします。

④ お支払い  
作業終了後、請求  
に応じてお支払い  
をお願いします。



399-3304 長野県下伊那郡松川町大島 2065-1（農村観光交流センターみらい内）  
一般社団法人 グリーンみらい・まつかわ  
連絡先： 080-2576-9496（直通） 担当 吉川 ・ 新井  
（TEL0265-34-7066・FAX0265-48-5233：交流センターみらい）



## ゆうきの里を育てよう認証制度について

令和7年4月1日スタート

### (1)「認証された農産物」とは

環境に配慮した適正な土づくりを行った圃場において、生産された農産物を「松川町ゆうきの里を育てよう農産物」として認証します。

### (2)「参加型認証」とは

環境に配慮した生産方法により生産されたことを認証するにあたり、消費者の参加を伴うもの。消費者の参加としてサポーター制度を設け、圃場の見学会等実施。

### (3) 認証を受ける生産者とは

協議会へ加入しているグループ所属の会員で松川町内の農地を所有、または借り入れて農産物を栽培している者のことをいいます。(現在は、ゆうき給食とどけ隊のみ。果樹生産グループの皆さんもぜひご検討ください。)

認証の審査は、グリーンみらい・まつかわが実施。審査の際はグループ内の会員の立会いをお願いしています。またサポーターにも希望により参加をお願いします。

## 令和7年度 認証HPへの掲載内容（一部）

**松川町 ゆうきの里を育てよう**

**参加型農産物認証制度**

**認証マークから農産物が育った環境を確認できます**

**のうち 農地**  
土壌消毒や除草剤を使用しない土では、有益な微生物が活発に活動し、土の空気を清潔に保ち、水はけや保水性の良い土になると考えられます。

**のうち 育土**  
炭を投入することで、CO2削減、微生物の活性化、有害物質の吸着等様々な効果がある。たい肥や有機質肥料、緑肥を活用しては化学肥料と違い、即効性がないので、パランスの取れた土にするには時間が必要。

**のうち 化学農薬**  
農薬を減らす、または使わないことで、ミツバチや天敵昆虫（カマキリやテントウムシ）が増え、害虫の発生を抑える自然の仕組みが機能しやすくなります。

**のうち 化学肥料**  
化学肥料を減らす、または使わないことで、土が固くなる現象を防ぎ、農薬過多になりにくくすることで、植物の自然な成長により富栄養被害が抑えられることもあります。

**松川町 07-01**

**農地**  
★ 1%以上土壌消毒  
★ 2%以上土壌消毒  
★ 3%以上土壌消毒  
★ 4%以上土壌消毒  
★ 不施肥を継続

**化学農薬**  
★ 30%削減  
★ 50%削減  
★ 70%削減  
★ 化学農薬不使用  
★ 不施肥を継続

**化学肥料**  
★ 20%削減  
★ 50%削減  
★ 70%削減  
★ 化学肥料不使用  
★ 不施肥を継続

**育土**  
★ 炭の投入  
★ たい肥の投入  
★ 緑肥性有機質肥料の投入  
★ 緑肥の活用  
★ 堆肥・有機質肥料・土壌改良剤の使用  
★ 炭の投入

**生物いっぴいの土を感じて、作ってくれた人に感謝して、旬のもの、地域のをよく噛んで食べよう**

松川町 ゆうきの里を育てよう連絡協議会  
農村観光交流センターみらい(内)  
一般社団法人グリーンみらい・まつかわ  
☎ 0265-34-7066

| 認証番号   | 認証マーク | 認証内容                                                                                 | 生産者                 | 圃場      | 生産品 |
|--------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------|-----|
| 07-001 |       | 農地: 土壌消毒不使用、化学肥料: 化学肥料不使用、化学農薬: 化学農薬不使用、育土: 炭投入、たい肥投入、緑肥投入、緑肥活用、堆肥投入、有機質肥料投入、土壌改良剤投入 | うしろしファーム<br>4次産品・野菜 | 上戸町(竜巻) |     |
| 07-002 |       | 農地: 土壌消毒不使用、化学肥料: 化学肥料不使用、化学農薬: 化学農薬不使用、育土: 炭投入、たい肥投入、緑肥投入、緑肥活用、堆肥投入、有機質肥料投入、土壌改良剤投入 | うしろしファーム<br>4次産品・野菜 | 上戸町(竜巻) |     |
| 07-003 |       | 農地: 土壌消毒不使用、化学肥料: 化学肥料不使用、化学農薬: 化学農薬不使用、育土: 炭投入、たい肥投入、緑肥投入、緑肥活用、堆肥投入、有機質肥料投入、土壌改良剤投入 | うしろしファーム<br>4次産品・野菜 | 上戸町(竜巻) |     |
| 07-004 |       | 農地: 土壌消毒不使用、化学肥料: 化学肥料不使用、化学農薬: 化学農薬不使用、育土: 炭投入、たい肥投入、緑肥投入、緑肥活用、堆肥投入、有機質肥料投入、土壌改良剤投入 | うしろしファーム<br>4次産品・野菜 | 上戸町(竜巻) |     |
| 07-005 |       | 農地: 土壌消毒不使用、化学肥料: 化学肥料不使用、化学農薬: 化学農薬不使用、育土: 炭投入、たい肥投入、緑肥投入、緑肥活用、堆肥投入、有機質肥料投入、土壌改良剤投入 | うしろしファーム<br>4次産品・野菜 | 上戸町(竜巻) |     |
| 07-006 |       | 農地: 土壌消毒不使用、化学肥料: 化学肥料不使用、化学農薬: 化学農薬不使用、育土: 炭投入、たい肥投入、緑肥投入、緑肥活用、堆肥投入、有機質肥料投入、土壌改良剤投入 | うしろしファーム<br>4次産品・野菜 | 上戸町(竜巻) |     |



- (4) サポーター制度とは・・・参加型認証の認証基準を決定する消費者
- ・サポーター登録により、希望する品質保証を確認するための、審査（現地審査）参加することができる。
  - ・圃場の見学会、試食会等の企画を行い、新規サポーターの募集や、参加型認証による松川町の参加型認証農産物のPRを行うことができる。

## 見学会の実施

ゆうきの里を育てよう農産物参加型認証制度  
松川町ゆうきの里を育てようサポータークラブ

# サポーター 大募集

環境に配慮した数値に取り組む畑を、あなたも一緒に見守りませんか？  
松川町では、「環境に配慮した農産物の認証制度」を進めています。  
畑での生産者の取り組みを応援しながら、売上（いくど）や生物の多様性などにとし、  
理解を深めていくサポーターを募集します。

**サポーターの活動内容**

**農産物の認証審査に参加**  
⇒参加型認証制度（PGS）に基づき、  
現地審査・見守り・交流活動です。

**畑の見学会、試食会等に参加**  
⇒生産者から直接お話を聞き、  
作物の育ちを一層に確認できます。

認証の取り組みにご意見ください！  
取り組みを企画してもOK！  
松川町の農産物を  
どんどんPRしてください！

**こんな方におすすめ！**

環境に配慮した農業に関心がある方  
地元の農家さんを応援したい方  
食や環境について学びたい方  
畑のある暮らしに少し触れてみたい方

農産物そのものの  
評価ではなく、栽培された  
環境を評価する認証制度に  
取り組んでいます。

**イベント情報をGET！**

LINE友だちになって  
”畑の見学会”や  
”野菜の試食会”などの  
情報をGETして、  
イベントに参加しよう！

あなたの参加が  
地域農業の  
未来を育てます！

-----お問い合わせ-----  
松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会  
事務局：松川町役場産業観光課農業振興係  
TEL:0265-34-7066 Fax:0265-48-5233  
mail:sangyou@town-matsukawa.lg.jp

未来の農業を支えよう

各種イベント開催！！



ラインでの情報発信をしています。

見学会、体験会、給食試食会等

今後、審査の日程についても発信します。



ゆうきの里を育てよう連絡協議会会計報告

令和 6 年度

|    |            |                                               |
|----|------------|-----------------------------------------------|
| 収入 | 272, 829 円 | 194, 930 円 (グリーンみらい)<br>繰越金 77, 889 円 利息 10 円 |
| 支出 | 106, 889 円 | 融資返済 16, 859 円<br>農機具共済費 90, 030 円            |
| 繰越 | 165, 940 円 |                                               |

令和 7 年度 予定

|    |            |                                             |
|----|------------|---------------------------------------------|
| 収入 | 350, 007 円 | 183, 894 円 (グリーンみらい)<br>165, 940 円繰越 利息 173 |
| 支出 | 185, 832 円 | 融資返済 149, 702 円<br>農機具共済費 36, 130 円         |
| 繰越 | 164, 175 円 |                                             |

令和 8 年度予定

|    |            |                                                 |
|----|------------|-------------------------------------------------|
| 収入 | 344, 700 円 | 180, 474 円 (グリーンみらい)<br>164, 175 円 (繰越) 利息 51 円 |
| 支出 | 183, 894 円 | 融資返済 147, 764 円<br>農機具共済費 36, 130 円             |
| 繰越 | 160, 806 円 |                                                 |

令和 9 年度予定

|    |            |                                                 |
|----|------------|-------------------------------------------------|
| 収入 | 337, 800 円 | 176, 945 円 (グリーンみらい)<br>160, 806 円 (繰越) 利息 49 円 |
| 支出 | 180, 474 円 | 融資返済 144, 344 円<br>農機具共済費 36, 130 円             |
| 繰越 | 157, 326 円 |                                                 |





令和7年度 地域計画の見直しについて

|    | 地域計画地域名              | 策定年<br>見直し         | 目標年度  | 農地面積<br>ha       | ①農振地             | ②田             | ③畑             |
|----|----------------------|--------------------|-------|------------------|------------------|----------------|----------------|
| 1  | 前河原（古町・新井）地区         | R7.2.28<br>R8.2.24 | R16年度 | 77.05            | 72.61            | 62.51          | 14.28          |
| 2  | 増野地区                 | R7.2.28<br>R8.2.24 | R16年度 | 64.75            | 56.66            | 6.97           | 55.25          |
| 3  | 桑園西山地区               | R7.2.28<br>R8.2.24 | R16年度 | 102.17           | 88.07            | 20.47          | 78.01          |
| 4  | 大島上部・檜原・原田地区         | R7.2.28<br>R8.2.24 | R16年度 | 76.1             | 63.09            | 37.02          | 38.53          |
| 5  | 堤原・東浦・羽場・大島中部・大島南部地区 | R7.2.28<br>R8.2.24 | R16年度 | 115.21<br>115.17 | 93.06<br>93.02   | 23.16          | 91.17<br>91.13 |
| 6  | 大沢地区                 | R7.2.28<br>R8.2.24 | R16年度 | 91.27<br>91.22   | 77.81<br>77.76   | 26.36          | 64.06<br>64.01 |
| 7  | 上町・町谷・中荒町地区          | R7.2.28<br>R8.2.24 | R16年度 | 113.55           | 101.1            | 32.74          | 79.7           |
| 8  | 上片桐下地区               | R7.2.28<br>R8.2.24 | R16年度 | 134.40<br>129.89 | 104.68<br>104.17 | 45.23<br>44.75 | 86.97<br>86.94 |
| 9  | 部奈地区                 | R7.2.28<br>R8.2.24 | R16年度 | 66.15            | 60.38            | 34.09          | 30.64          |
| 10 | 福与地区                 | R7.2.28<br>R8.2.24 | R16年度 | 46.65            | 35.85            | 26.61          | 19.64          |
|    | 合計                   | R7.2.28<br>R8.2.24 |       | 887.3            | 753.31           | 315.16         | 558.25         |
|    | 松川町全体                |                    |       | 1,315.0          | 940.00           |                |                |

10か所の計画の他に、名子地区での地域計画の策定を計画。

農業振興地域に指定されている農振地のみを対象とし、郷原、下垣外、名子中部、名子北部で検討。

（認定農業者・井水の管理、新規就農者の取組について支援）

また、10か所の計画においても、農振地のみを計画としていくかを検討。

| ④縮小<br>意向面積 | ⑤引受意向 | 65歳以上 | その内後<br>継者不在 | (報告)<br>農地<br>集積率% | 実際の集積<br>面積<br>(認定&到<br>達者) ha | 集積率%  |
|-------------|-------|-------|--------------|--------------------|--------------------------------|-------|
| 2.47        | 0     | 24.2  | 19.82        | 87                 | 32.27                          | 41.88 |
|             | 3.12  |       |              |                    |                                | 45.93 |
|             |       |       |              |                    |                                | 44.44 |
| 0.1         | 0     | 18.44 | 0.62         | 97                 | 53.7                           | 82.93 |
|             | 5.37  |       |              |                    |                                | 91.23 |
|             |       |       |              |                    |                                | 94.78 |
| 1.89        | 0     | 47    | 28.72        | 92                 | 73.96                          | 72.39 |
|             | 7.4   |       |              |                    |                                | 79.63 |
|             |       |       |              |                    |                                | 83.98 |
| 7.82        | 0     | 39.98 | 22.76        | 85                 | 32.73                          | 43.01 |
|             | 3.23  |       |              |                    |                                | 47.32 |
|             |       |       |              |                    |                                | 51.88 |
| 3.57        | 0     | 36.71 | 22.16        | 91                 | 62.79                          | 54.50 |
|             | 6.23  |       |              |                    |                                | 59.95 |
|             |       |       |              |                    |                                | 67.47 |
| 9.77        | 0     | 36.33 | 32.45        | 85                 | 45.53                          | 49.88 |
|             | 6.25  |       |              |                    |                                | 56.73 |
|             |       |       |              |                    |                                | 58.51 |
| 9.78        | 0     | 56.63 | 40.83        | 90                 | 44.54                          | 39.23 |
|             | 4.95  |       |              |                    |                                | 43.58 |
|             |       |       |              |                    |                                | 44.06 |
| 10.66       | 0     | 43.92 | 37.71        | 75                 | 39.18                          | 29.15 |
|             | 5.12  |       |              |                    |                                | 32.96 |
|             |       |       |              |                    |                                | 37.43 |
| 5.48        | 0     | 23.03 | 17.75        | 70                 | 27.47                          | 41.53 |
|             | 7.75  |       |              |                    |                                | 53.24 |
|             |       |       |              |                    |                                | 45.50 |
| 5.18        | 0     | 18.12 | 16.67        | 75                 | 9.61                           | 20.60 |
|             | 6.21  |       |              |                    |                                | 33.91 |
|             |       |       |              |                    |                                | 26.81 |
| 56.72       | 0     |       |              |                    |                                |       |
|             | 55.73 |       |              |                    |                                |       |
|             |       |       |              |                    |                                |       |

認定新規就農者  
及び  
将来の担い手

栗林諒 (R8～)  
石川亜樹則 (R8～)

松村卓也 (R8～)

円谷淳二 (R7～)

新たな担い手

平成18年2月策定し、事業を実施。 国の交付金、町の補助金を活用。

会計簿は平成20年まで残存。

各種事業が町を通じての事業となり、現在は補助残が金融機関に残っているのみ。

※ 協議会はこのままにして、会計を整理したいと考えています。

## ○松川町担い手育成総合支援協議会規約

平成18年2月10日

規約第1号

### (目的)

第3条 協議会は、担い手育成総合支援事業を実施することにより、地域の実態に即した担い手の明確化及び共有化を推進し、担い手の経営改善支援に取り組むとともに、担い手の育成・確保に向けた地域段階の取り組みに対する支援を強化し、望ましい農業構造の確立、耕作放棄地の再生利用等に資することを目的とする。

### (特別議決事項)

第18条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

### (経費)

第28条 協議会の経費は、次の各号に掲げるものをものとする。

- (1) 強い農業づくり交付金(強い農業づくり交付金交付要綱(平成17年4月1日付け16生産第8261号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。))
- (2) 長野県農業再生協議会からの助成金
- (3) 松川町の負担金及び補助金
- (4) その他の収入

## 第8章 協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

### (規約の変更)



第33条 この規約を変更する場合は、長野県知事の承認を受けなければならない。また、耕作放棄地再生利用に関する変更の場合は、長野県農業再生協議会の承認を受けなければならない。

(届出)

第34条 第25条各号に掲げる規程に変更があった場合は、協議会は遅延なく長野県知事及び長野県農業再生協議会に届出なければならない。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第35条 協議会が解散した場合において、その債務を弁償してなお残余財産があるときは、補助金相当額については、対象補助金に係る実施要綱に基づき長野県知事、長野県農業再生協議会等に返還するものとする。

## 第9章 雑則

(細則)

第36条 国実施要綱、実施要領、補助金交付要綱及び設置要領その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、公布の日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第8条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第10条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第17条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 協議会の設立初年度の会計年度については、第27条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成18年3月31日までとする。

## 附 則(平成23年告示第56号)

この規約は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成24年告示第59号)

この規約は、公布の日から施行する。

## ゆうきの里から 『いっしょに育てよう 笑顔あふれるまち まつかわ』 の 実現に向け、食の循環と地域の食を意識し地域の力で作る学校給食を目指します！

### 1 松川町の保育園・学校給食

松川町では、町民の皆さんと一緒に環境保全型農業への取り組みを進めます。持続可能な農業、持続可能な暮らしを目指し、町の活力・魅力をUPします。ゆうきの里としての成長とともに、子供たちの健やかな成長を目指します。令和5年3月10日オーガニックビレッジ宣言より

オーガニックビレッジ宣言を受け、**保育園給食を通し、「私たちはこどもの発育・発達を支え、望ましい食習慣、生活習慣をつくる」「食を営む力」の基礎を培える食事の提供を行うために献立作成や食育の充実を目指します。**また、子どもの望ましい食習慣形成や食に関する理解促進のため学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進し、学校給食が「生きた教材」として活用できる献立作りを目指します。

保育所保育指針「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～より

○期待する具体的な育ちの姿

- ① おなかがすくリズムのもてる子ども
- ② 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ③ 一緒に食べたい人がいる子ども
- ④ 食事づくり、準備にかかわる子ども
- ⑤ 食べ物を話題にする子ども

- 1)「食と健康」：食を通じて健康な心と体を育て、自らが健康で安全な生活を作り出す力を養う
- 2)「食と人間関係」：食を通じてほかの人々と親しみ支えあうために、自立心を育て、人とかかわる力を養う
- 3)「食と文化」：食を通じて、人々が築き、継承してきた様々な文化を理解し、作り出す力を養う
- 4)「いのちの育ちと食」：食を通じて、自らも含めたすべてのいのちを大切にすることを養う
- 5)「料理と食」：食を通じて、素材に目を向け、素材に関わり、素材を調理することに関心を持つ力を養う

学校給食法第二条より抜粋

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態

度を養うこと。

六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

### ○献立の目標

子どもたちの健やかな成長を目指し保育園・学校ともに「生きた教材」を活用できる献立作成を実施します。

- ① 環境に配慮した安全な食材を使用したおいしい給食づくりを目指します
- ② だしや素材の味を大切にした給食をお届けします
- ③ 松川町や地域でとれた食材を大切に調理します
- ④ 郷土食や伝統食を献立に取り入れ地域の食を学んでいきます
- ⑤ 五感で味わえる給食づくりを心がけます
- ⑥ 地域の皆さんと一緒に給食づくりを行います

### ○安全安心の給食の実施

園児・児童・生徒の健やかな成長を考え、食材の選定を以下のように行います。

- ① 購入食材は学校給食衛生管理基準第3（2）学校給食用食品の購入を基準とする（※学校給食）
- ② 食品及び業者については選定委員会等を設け決定する
- ③ 納入食材等にかかわる納入業者の衛生管理と検収の徹底、必要に応じ産地及び製造に関わる証明書等の提出を求め安全の確認を実施する
- ④ 地域で栽培された環境に配慮したゆうき食材を積極的に取り入れます
- ⑤ うまみを生かす「だし」には煮干し 厚削り かつおぶし 昆布等を使用します

### ○保育園における地産地消の推進

地産地消を推進する観点から、町内 飯田下伊那 県内の食材を優先的に取り入れた献立作成を行う。

- ・環境保全型農業（ゆうき）栽培 主要5品目 にんじん ジャがいも 玉ねぎ 長ねぎ
- その他、 さつまいも こまつな さといも きゃべつ だいこん 大麦 大豆 ピーマン などを積極的に使用する。
- ・果樹の町で栽培されている果実を積極的に使用する。 さくらんぼ ブルーベリー なし りんごなど
- ・保育活動で栽培した野菜なども有効に活用する。

### ○学校における地産地消の推進

地産地消を推進する観点から、町内 飯田下伊那 県内の食材を優先的に取り入れた献立作成を行う。

- ・米 100%松川町産 慣行栽培米 有機米（ゆうき）
- ・パン・めん使用する小麦粉
  - 米粉パン…県内産米80% 小麦粉グルテン20%
- パン、中華麺…県内産50% 北海道産50%
- ソフトめん…県内産100%
- 脱脂粉乳…国産



- ・環境保全型農業（ゆうぎ）栽培 主要5品目 にんじん ジャがいも 玉ねぎ 長ねぎ  
その他、 さつまいも こまつな さといも きゃべつ だいこん 大麦 大豆 ピーマン などを積極的に使用する。
- ・果樹の町で栽培されている果実を積極的に使用する。 さくらんぼ ブルーベリー なし りんごなど

## ○保育所給与栄養栄養目標量

表：先行研究による児童福祉施設（保育所等）の給与栄養目標量（3～5歳児）の一例

| エネルギー<br>及び栄養素     | 単位     | 食事摂取<br>基準の指<br>標 | 食事摂取基準※ |       | 食事摂取基準に<br>対する割合<br>(%) | 給与栄養目標量<br>(計算値) |       | 本研究で提案された<br>給与栄養目標量 |
|--------------------|--------|-------------------|---------|-------|-------------------------|------------------|-------|----------------------|
|                    |        |                   | 男児      | 女児    |                         | 男児               | 女児    |                      |
| エネルギー              | kcal   | 推定エネルギー必要量        | 1300    | 1250  | 43                      | 559              | 538   | 560                  |
| たんぱく質              | %エネルギー | 目標量               | 13～20   | 13～20 |                         | 13～20            | 13～20 | 食事による摂取エネルギーの13～20%  |
| 脂質                 | %エネルギー | 目標量               | 20～30   | 20～30 |                         | 20～30            | 20～30 | 食事による摂取エネルギーの20～30%  |
| ナトリウム(食塩相当量)       | g      | 目標量               | 3.5未満   | 3.5未満 | 43                      | 1.5              | 1.5   | 2未満                  |
| カルシウム              | mg     | 推奨量               | 600     | 550   | 50                      | 300              | 275   | 300                  |
| マグネシウム             | mg     | 推奨量               | 100     | 100   | 43                      | 43               | 43    | 40                   |
| 鉄                  | mg     | 推奨量               | 5.5     | 5.5   | 50                      | 2.8              | 2.8   | 3                    |
| ビタミンA              | μg RAE | 推奨量               | 450     | 500   | 43                      | 194              | 215   | 220                  |
| ビタミンB <sub>1</sub> | mg     | 推奨量               | 0.7     | 0.7   | 43                      | 0.3              | 0.3   | 0.3                  |
| ビタミンB <sub>2</sub> | mg     | 推奨量               | 0.8     | 0.8   | 43                      | 0.3              | 0.3   | 0.3                  |
| ビタミンC              | mg     | 推奨量               | 50      | 50    | 43                      | 22               | 22    | 22                   |
| 食物繊維               | g      | 目標量               | 8以上     | 8以上   | 43                      | 3.4              | 3.4   | 4以上                  |
| 亜鉛(参考)             | mg     | 推奨量               | 4       | 3     | 43                      | 1.7              | 1.3   | 2                    |

※本研究では、日本人の食事摂取基準（2020年版）を用いている。

## ○学校給食栄養摂取基準

○別表1 児童生徒又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準

| 区分                      | 基準値                     |                     |                       |                       | 1日の食事<br>摂取基準の<br>目標量又は<br>推奨量に対<br>する学校給<br>食の割合 |
|-------------------------|-------------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------------------------|
|                         | 児童（6～<br>7歳）の場<br>合     | 児童（8～<br>9歳）の場<br>合 | 児童（10～<br>11歳）の場<br>合 | 児童（12～<br>14歳）の場<br>合 |                                                   |
| エネルギー (kcal)            | 530                     | 650                 | 780                   | 830                   | 33                                                |
| たんぱく質 (%)               | 学校給食による摂取エネルギー全体の13～20% |                     |                       |                       | —                                                 |
| 脂質 (%)                  | 学校給食による摂取エネルギー全体の20～30% |                     |                       |                       | —                                                 |
| ナトリウム<br>(食塩相当量) (g)    | 1.5未満                   | 2未満                 | 2未満                   | 2.5未満                 | 33未満                                              |
| カルシウム (mg)              | 290                     | 350                 | 360                   | 450                   | 50                                                |
| マグネシウム (mg)             | 40                      | 50                  | 70                    | 120                   | 小学生以下<br>33<br>中学生以上<br>40                        |
| 鉄 (mg)                  | 2                       | 3                   | 3.5                   | 4.5                   | 40                                                |
| ビタミンA (μgRAE)           | 160                     | 200                 | 240                   | 300                   | 40                                                |
| ビタミンB <sub>1</sub> (mg) | 0.3                     | 0.4                 | 0.5                   | 0.5                   | 40                                                |
| ビタミンB <sub>2</sub> (mg) | 0.4                     | 0.4                 | 0.5                   | 0.6                   | 40                                                |
| ビタミンC (mg)              | 20                      | 25                  | 30                    | 35                    | 33                                                |
| 食物繊維 (g)                | 4以上                     | 4.5以上               | 5以上                   | 7以上                   | 40以上                                              |

※食塩相当量 (g) = ナトリウム (mg) / 1,000 × 2.54

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても、それぞれ示した摂取について配慮すること。

亜鉛…児童（6～7歳）2mg、（8～9歳）2mg、（10～11歳）2mg、生徒（12～14歳）3mg

## ○食物アレルギー対応について

令和7年度4月より 「松川町保育所給食における食物アレルギー対応マニュアル」

「松川町学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づいて実施する。

また、施設の実情に応じ可能な範囲で対応食等を実施する。

## ○食育活動について

食に関する指導年間計画①②へ地域との関わる活動を各園・各校の実態に合わせて入れ作成する。

ゆうき給食とどけ隊 町産業観光課などと食に関する指導計画に沿い、保育活動や教科等と連携した活動を

行う。保育所栄養士、各校の栄養教職員等がコーディネーターとして「食」にかかわる活動を積極的に行う。

コーディネート可能な実践例は以下の通り

| 実践可能な事業内容         | 対象学年等      | 備考                                                     |
|-------------------|------------|--------------------------------------------------------|
| 畑（田んぼ）の先生、アドバザー   | 全学年        | とうもろこし 大豆 さつまいもなど対応可                                   |
| ぼかしづくり            | 全学年        | 米ぬか+魚粉+糖蜜で作ります。                                        |
| 生き物調査             | 2 学年       | 田んぼでの生き物調査（1 回）                                        |
| 大豆栽培              | 2 学年       | 生き物調査と合わせて大豆の種まき体験                                     |
| 味噌作り              | 2・5 学年     | たのしみまし農<br>2 学年は栽培した大豆を使用<br>5 の 2 はだし授業から発展し、みそづくりを実施 |
| きゃべつ畑モンシロチョウたまご探し | 3 学年       | 福与 矢野さん（きゃべつ）                                          |
| 苗植え体験             | 3 学年       | 福与 矢野さん（ナス）                                            |
| さといも収穫体験          | 1, 2, 3 学年 | うしうしファーム（収穫したものを給食で使用）                                 |
| にんじん収穫体験          | 1 学年       | うしうしファーム（収穫したものを給食で使用）                                 |
| さつまいも収穫体験         | 3 学年       | うしうしファーム（収穫したものを給食で使用）                                 |
| ゆうきの畑取材           | 児童会        | 人参 長ねぎ こまつななど クイズを作成実施                                 |

## 2 給食にかかわる職員等の取り組み

### ○給食従事者等の研修について（保育所栄養士、栄養教職員、調理員）

・第4次食育推進基本計画、保育所保育指針、児童福祉施設等における食事の提供ガイド、学校給食法、

大量調理衛生管理マニュアル、学校給食衛生管理基準について全職員が学び、徹底した衛生管理に基づい

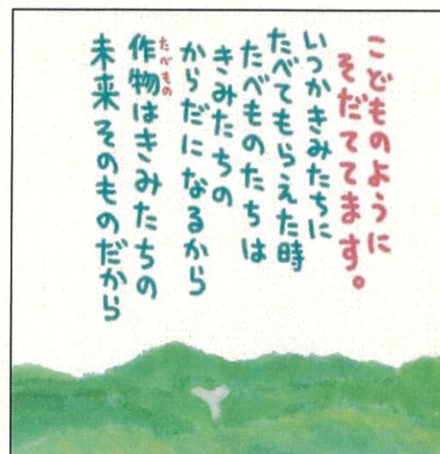
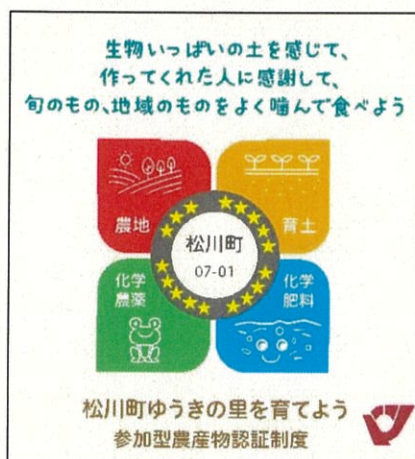
た安全な給食を提供します。

・地産地消を積極的に取り組むために、地域や食材について学びます。

・「おいしい給食づくり」を町全体で実現できるように調理技術の向上に努めます。



- ・食物アレルギーや個別対応食への対応を全職員で行います。
- ・給食を活用した食育の実践「生きた教材」の献立を全職員で作ります。
- ・食品ロスへの対応を施設全体で取り組み、SDGs「誰一人取り残さない持続可能な社会づくり」を積極的に  
行います。
- ・町教育委員会 町役場関係部署と連携した取り組みを実践します。





令和8年度 普及活動計画 市町村別課題（案）

南信州農業農村支援センター 技術経営普及課

[松川町]

| 小課題名<br>解決方策<br>支援・指導事項                                                                                                                      | 重点対象<br>・地域                                                                                 | 活動目標<br>・指標                                                                     | 成果目標・指標<br>(現状)                                | 担当者                  | 関係機関<br>等      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------|----------------|
| <b>1 日本なしの省力樹形栽培導入による新たな担い手育成</b><br>(1) 日本なし新規栽培者等に対する省力樹形栽培等の推進<br>ア 省力樹形栽培の推進に向けた個別指導                                                     | なし栽培開始5年以内のジョイント栽培などの導入農家 4名・松川町                                                            | 到達目標の設定と評価 4名<br>巡回指導 8回/人<br>達成度評価1回×4名                                        | 個別課題の解決に向けた当年度の目標に到達する農家4戸                     | ○酒井 桐崎 伊原            | J A 松川町        |
| <b>2 新規就農者の確保と定着</b><br>(1) 研修生の円滑な就農<br>ア 円滑な研修実施と課題解決<br><br>(2) 就農5年以内の者のフォローアップ<br>ア 重点新規就農者育成カード、里親研修修了生フォローアップカードを活用した個別巡回指導による就農計画の実現 | 里親研修生 1名・研修生 (果樹農業研修事業)・松川町<br><br>49歳以下就農5年以内の者、里親研修修了生、青年等就農資金経営開始資金、経営発展支援事業 受給者のうち重点対象者 | 個別巡回月 1回<br>講座への誘導 1回<br>研修講座開催支援 2回<br><br>課題対応対象者への巡回 年2回/人<br>内支援対象への指導 4回/人 | 対象者の研修継続100% (100%)<br><br>課題対応者の営農の継続100% (一) | ○酒井 伊原<br><br>○酒井 伊原 | 松川町<br><br>松川町 |
| <b>3 青年農業者活動の活性化</b><br>(1) 仲間づくりと自主的な組織活動<br>ア 経営講座による経営管理能力の向上支援                                                                           | 松川町若武者                                                                                      | 経営講座への参加誘導 (支援センター関係講座)                                                         | 経営講座参加 5人以上 (5人)                               | ○酒井                  | 松川町他           |

|                                                                                                      |                                     |                                                                                      |                                                                                                    |                                       |                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------|
| <p><b>4 りんごの生産振興</b><br/>(1) 病害虫防除対策の推進<br/>ア 褐斑病の一次感染、初発日の予測情報による適期防除推進<br/><br/>イ 炭疽病防除の強化策の検討</p> | <p>生産者・松川町<br/><br/>生産者・松川町</p>     | <p>情報提供<br/>3回<br/>防除検討会<br/>1回<br/><br/>防除試験 1<br/>回</p>                            | <p>褐斑病発生少発<br/>以下<br/>(少発生)<br/><br/>炭疽病発生少発<br/>生以下 (多<br/>発生)</p>                                | <p>○桐崎<br/>酒井<br/><br/>○桐崎<br/>酒井</p> | <p>市町村、<br/>J A、園<br/>協、<br/>南信試<br/><br/>J A</p> |
| <p><b>5 アスパラガスの生産力向上</b><br/>(1) 施設化による生産安定<br/><br/>ア 高うね栽培の検討</p>                                  | <p>アスパラガス<br/>生産者・松川<br/>町</p>      | <p>巡回による<br/>適正なかん<br/>水および防<br/>除指導 3 回</p>                                         | <p><u>きゅうり・アス<br/>パラガス施設面<br/>積</u><br/>38.5ha(38.4ha)<br/><br/>早期収穫可能と<br/>なる順調な株養<br/>成 1 ほ場</p> | <p>○酒井<br/>片桐</p>                     | <p>J A、野<br/>花試、専<br/>技</p>                       |
| <p><b>6 環境に配慮した農業技術の普及</b><br/>(1) 有機農業への取組支援<br/>ア ゆうき給食とどけ隊の活動支援</p>                               | <p>ゆうき給食と<br/>どけ隊</p>               | <p>土壌診断の<br/>実施 1 回<br/>現地検討会<br/>および S N<br/>S を通じた<br/>情報提供 3<br/>回</p>            | <p>病害虫・雑草防除<br/>技術向上 3 名</p>                                                                       | <p>○酒井</p>                            | <p>松川町<br/>自然農法<br/>国際研究<br/>センター</p>             |
| <p><b>7 地域計画による農地の有効活用支援</b><br/>(1) 優良農地の保全と集積<br/>ア 地域の話し合いに基づく地域計画実践支援</p>                        | <p>松川町大沢地<br/>区・部奈地区</p>            | <p>遊休農地活<br/>用対策合意<br/>形成支援<br/>各 3 回<br/>新規就農者<br/>の技術向上・<br/>経営支援(巡<br/>回) 3 回</p> | <p>遊休農地の解消<br/>1ha<br/><br/>新規就農者による<br/>果樹栽培開始 2 ほ<br/>場</p>                                      | <p>○酒井<br/>桐崎<br/>伊原</p>              | <p>松川町、<br/>最適土地<br/>利用総合<br/>対策支援<br/>事業</p>     |
| <p><b>8 「観光+農業」の取り組み推進</b><br/>(1) 観光農園への栽培指導や病害虫発生情報の提供<br/>ア おうとう新品種の品種登録支援</p>                    | <p>松川町観光協<br/>会さくらんぼ<br/>部会・松川町</p> | <p>品種登録に<br/>向けた調査<br/>支援 1 回</p>                                                    | <p>部会・町が登録<br/>に必要な調査実<br/>施により願書作<br/>成できる (果実<br/>特性データ不<br/>足)</p>                              | <p>○酒井<br/>伊原</p>                     | <p>松川町</p>                                        |

# 「県民を守る 県民からはじめる」 林野火災防止共同宣言

資料No. 1 -①

～ひとつの火が、すべてを変える。だから今、みんなで防ぐ～

令和8年（2026年）1月28日

長野県・長野県市長会・長野県町村会

長野県農業協同組合中央会・長野県森林組合連合会

長野県消防長会・長野県消防協会

たき火、火入れ、たばこなどの火の不始末といった一人ひとりの行為が林野火災につながる危険があることから、県民の生命・財産を守るため、我々が総力を挙げて林野火災の防止に取り組むことを決意し、ここに宣言します。

県民の皆さんも別紙の取組をお願いします。

- 1 県民の皆さんとともに、屋外での安全・適切な火の取扱いを、あらゆる場面で徹底します
- 2 乾燥や強風など林野火災の危険性が高まった時は、タイミングを逃すことなく、林野火災注意報、  
(林野) 火災警報を発令・周知します
- 3 県民の皆さんが火災の危険性を認識し、防火意識を高めることができるよう、呼び掛けを強化します

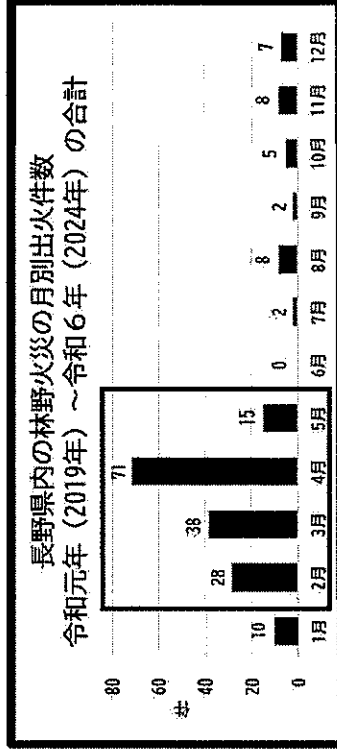
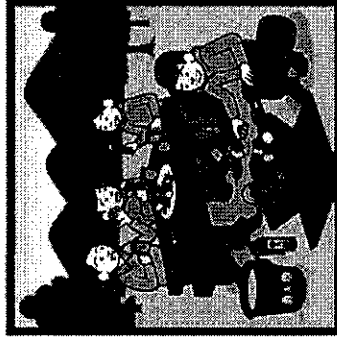
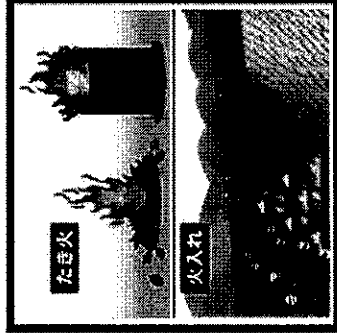
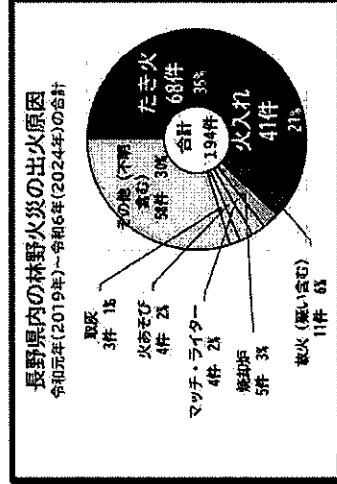
1



## 私たちができる！林野火災を防ぐポイント

林野火災は2月から5月にかけて多く発生する傾向があります。この時期は、降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くことが多く、火災のリスクが高まるので、特に注意が必要です。

林野火災は、枯れた草や葉を焼却するための「たき火」や、害虫駆除などを目的として草や木などを広く焼却する「火入れ」が原因になることが多いほか、レジャーでの火の不始末が原因になることもあります。



イラスト出典：政府広報オンライン「山火事を防ぐためにできること。乾燥・強風の季節は特に注意！」

屋外での火の取扱いの際には、次の点を必ず守ってください。

- ① 乾燥・強風の日は火を使わない ※
- ② たき火や火入れは複数人で行う
- ③ 火から目を離さない
- ④ 消火用の水を準備する
- ⑤ 使用後は完全に消火する
- ⑥ たばこの投げ捨ては絶対にしない

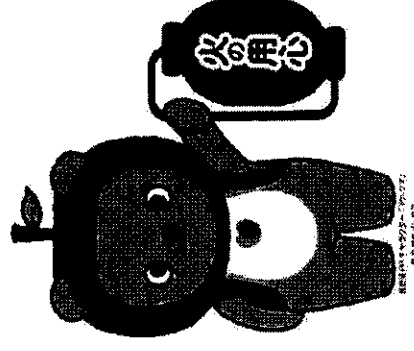
※ 乾燥や強風等で火災発生危険が高い場合には、林野火災注意報・(林野) 火災警報が発令されます。屋外での火の制限を守ってください。

### 林野火災注意報

火の使用制限の努力義務

### (林野) 火災警報

火の使用制限の義務 = 違反した場合、罰則 (30万円以下の罰金又は拘留) が適用されます。



県内では令和8年1月1日から運用が始まります。詳しくは管轄の消防本部等にお問合せください。

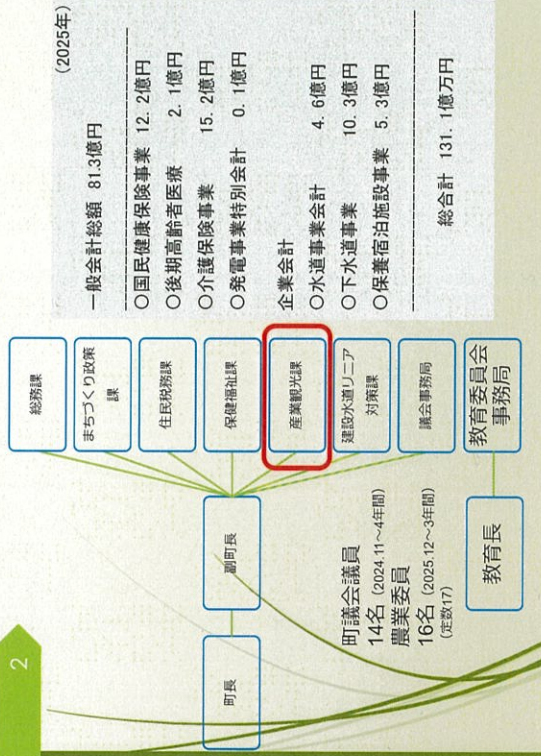


## 松川町のご紹介



2026.2.2 下伊那農業高等学校 生徒の皆様

## 松川町の行政と予算

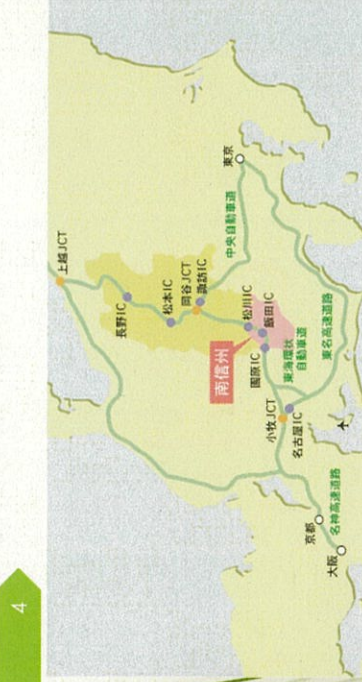


## 松川町役場の雰囲気



[1983] 役場庁舎新築  
30年後の  
[2013] 1階フロア全面リ  
ニューアル  
明るく素敵なフ  
ロアに生まれ変  
わりました。

## 松川町のデータ



東京 (TOKYO) まで高速バスで3時間30分  
名古屋 (NAGOYA) まで高速バスで2時間

松川町は、長野県南部  
の下伊那郡の最北、伊那  
谷のほぼ中央に位置し、  
東西約21km、南北約6km  
で、総面積72.79km<sup>2</sup>。

| 役場の位置 |              |
|-------|--------------|
| 海拔    | 542.33m      |
| 緯度    | 35° 35' 50"  |
| 経度    | 137° 54' 35" |
| 地番号   | 元大島3823      |



## 松川町のデータ

5



中央道周辺  
果樹園地帯



長野県

松川町



天竜川流域  
水田地帯

・松川町は、長野県南部の下伊那郡の最北、伊那谷のほぼ中央に位置し、東西約21km、南北約6kmで、総面積72.79km<sup>2</sup>。

・町の中央を天竜川が北から南へ流れ、河岸段丘が広がります。

・川の東側急峻な山々が連なる地形。西側は、扇状地による傾斜地が広がり、梨、りんごなどの果樹栽培が盛ん。

## 松川町のデータ

6

総人口(※1).....12,666人(2019)⇒12,318人(2022)⇒11,955人(2025)  
世帯数(※1).....4,442世帯(2019)⇒4,470世帯(2022)⇒4,533世帯(2025)

農業就業人口(※2).....1,459人(2015)⇒1,066人(2020)

農地面積(※3).....1,384ha(2018)⇒1,318ha(2024)

経営農地面積(※2).....748ha(2015)⇒625ha(2020)

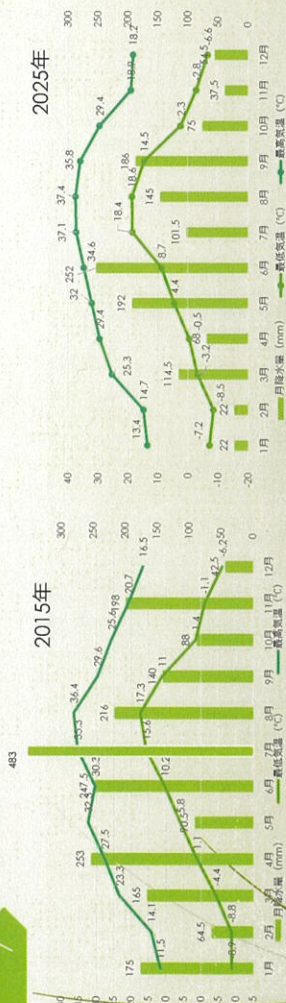
遊休農地面積(※3).....235.5ha(2018)⇒239ha(2021)⇒206ha(2024)

農振農用地(※4).....943ha(2019)⇒941ha(2024)

※1 松川町調査より  
※2 農林業センサスより  
※3 松川町農業委員会による利用状況調査より  
※4 松川町集計より

## 松川町の気候(四季/春夏秋冬)

7



冬 (WINTER)



春 (SPRING)



夏 (SUMMER)

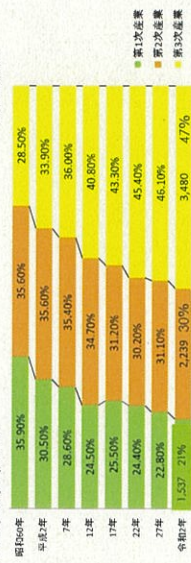


秋 (AUTUMN)

## 松川町の農業データ

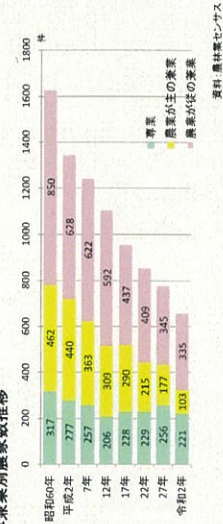
8

◆産別別就業人口



1次産業:農業・林業など  
2次産業:食品加工・製造業など  
3次産業:電気・ガス・情報通信業・小売業・金融保険業・医療・福祉・サービス業など

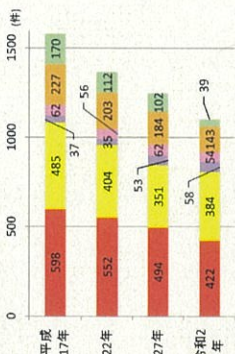
【農業】  
◆専業別農業数推移



資料:農林業センサス



◆果樹栽培農家件数



資料：農林業センサス

| ①農業就業人口<br>年度(センサス) | 単位：人  |     | 経営農家件数 | 内組織経営 |
|---------------------|-------|-----|--------|-------|
|                     | 計     | 男   |        |       |
| 平成12年度(2000)        | 2,300 | 984 | 1,316  | 899   |
| 平成17年度(2005)        | 1,995 | 887 | 1,098  | -     |
| 平成22年度(2010)        | 1,605 | 785 | 820    | 892   |
| 平成27年度(2015)        | 1,459 | 732 | 727    | 810   |
| 令和2年度(2020)         | 1,066 | 578 | 488    | 668   |
| 令和7年度(2025)         | -     | -   | 592    | 12    |

農林業センサス結果等を活用した  
農業産出額推計

| 年度          | 販売額    |
|-------------|--------|
| 平成26年(2014) | 31.4億円 |
| 平成27年(2015) | 32.2億円 |
| 平成28年(2016) | 31.9億円 |
| 平成29年(2017) | 33.8億円 |
| 平成30年(2018) | 34億円   |
| 令和元年(2019)  | 41.2億円 |
| 令和2年(2020)  | 46.0億円 |
| 令和3年(2021)  | 43.7億円 |
| 令和4年(2022)  | 46億円   |
| 令和5年(2023)  | 46.9億円 |



春～夏

青りんご...P6～7  
アズミ(9月)ス...P7

秋～冬

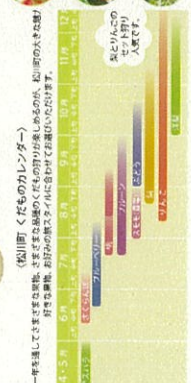
梨...P16～17  
りんご...P16～17

夏～秋

ブルーベリー...P8  
アズミ(9月)ス...P9  
など...P11

りんご栽培 100年もの伝統...P12～13  
おみくろりんご...P20  
とっておいしくりんご...P22  
インフォメーション(県、国、産地)...P23

まるっ と一年  
松川町 くだもの狩り  
INDEX



《松川町 くだものカレンダー》  
一年を通してさまざまな果物、さまざまな種類のくだもの狩りが楽しめるのが、松川町の人々を魅了する。  
狩りやすい時期、お好みの果物、お好みのサイズに選べるようにお楽しみください。

梨とりんごの  
収穫時期  
は、9月～11月  
です。

果樹栽培100年の歴史



写真 4-20 松川町果樹栽培の発展者  
左から左へ 松川町長 松川町果樹栽培の発展者

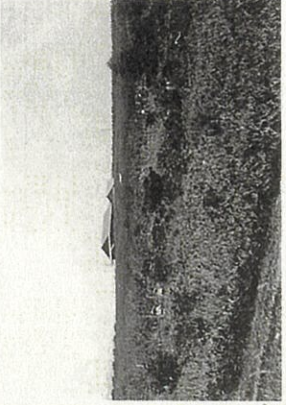


写真 4-21 昭和初年、堤原の古景

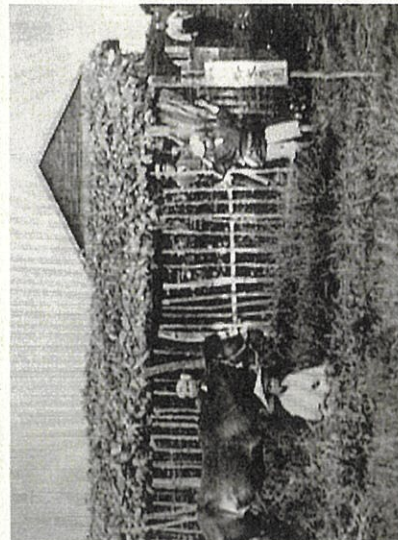


写真 4-22 堤原の初期の果樹園 (鈴木農園)

共同化、機械化、統合



写真 4-23 松川町の果樹園 (鈴木農園)



写真 4-24 松川町の果樹園 (鈴木農園)



写真 4-25 松川町の果樹園 (鈴木農園)

- [1953] 選果・出荷の共同化 [1966] 機械化 (その後急速に機械化が進む)
- [1978] 統合 ～ 各共同選果場の統合が進む
- 現在では、最先進技術が導入された巨大な選果場 (取扱量は長野県内で最大) になっている。
- また、選果以外の農業技術も機械化が進んでいる。
- しかし、果樹の場合、品質と美味しさが求められ、そのための栽培技術 (人) が一番重要であり、機械化による面的集約は限定される。



# 水稻～養蚕～果樹栽培へ

13



「稲刈り」の様子（昭和30年代）



「稲刈り」の様子（昭和30年代）



「果樹栽培」の様子（昭和30年代）



「果樹栽培」の様子（昭和30年代）

〔1873〕年貢（税）が米から貨幣へ（地租法改正）  
・水稻〔米〕（水田）→収益性の高い養蚕〔製糸〕（桑園）へ

〔1915～〕松川町果樹栽培の歴史

・3人の先駆者が取組み始め〔1915〕、世界恐慌〔1929〕による養蚕不況を経て1930年代に多くの人が開墾や転作により養蚕から果樹へと転換していった。

# 高速道路の開通と流通の進展

14



中央自動車道松山インターチェンジ

〔1975〕高速道路開通により、中京・関東・関西圏との時間距離が大幅に短縮、町の産業、経済、文化の発展に大きな影響を与えました。

○松川町の開通により、りんご狩りや直売所など果樹観光農園が増加し、宅配流通の普及により、果物の販路を開拓する個人販売農家が増加しました。

35

# 松川町・果樹栽培100年ものがたり

15

**江戸時代**  
松川町の歴史は江戸時代から始まります。当時は「米」が主産業で、養蚕も盛んでした。しかし、19世紀後半には、米の価格が下落し、農民は生活が苦しくなりました。このため、多くの農民が、米作から果樹栽培へと転換しました。

**明治時代**  
明治時代には、果樹栽培が盛んになりました。特に、りんごの栽培が盛んでした。これは、明治政府が、果樹栽培を奨励したためです。また、この時代には、果樹栽培の技術が、欧米から传入されました。

**昭和時代**  
昭和時代には、果樹栽培がさらに盛んになりました。特に、りんごの栽培が盛んでした。これは、昭和政府が、果樹栽培を奨励したためです。また、この時代には、果樹栽培の技術が、欧米から传入されました。

14

# 松川町における農村女性の活躍

16

松川町では女性の活躍する機会が非常に多いのが特徴です。

- ・農村女性ネットワーク
- ・農村生活マイスター
- ・味の里まつかわ
- ・風土食を育む会
- ・食の聞き書きの会
- ・婦人会
- ・JA女性部
- ・MATSUKAWA農業女子
- ☆松川町女性団体連絡会（各団体をつなぐ会）



15



## 目的

- ・若手農業者の営農意欲・資質向上
- ・会員相互の情報交換、連携、親睦を図ること
- ・新規就農者が溶け込みやすい環境づくり

## 構成

- ・概ね40歳までの若手農業者で構成
- ・新規就農者は年齢制限無し

## 会員数

- ・29名(R8.1現在) 町外メンバー含む

2021年結成から20年を記念して、ロゴの作成

南信州松川町  
**若武者**  
~Young Farmers Club~



## 松川町りんごワイン・シードル特区

- 6次産業による高付加価値化
- 2013年より、若手農家を中心に、果樹加工品に付加価値をつけるため、りんごワイン・シードルの醸造を開始。
- 2016年3月ワインシードル特区取得。
- 松川町内で3件の醸造所が稼働。醸造所のほかに、自身の農家の果物で委託醸造し、直売所で販売している農家も数多い。

※甘口から辛口まで多彩なシードルが醸造され、Japan cider cupではグラランブリを受賞しています。

2026.1.27 関東農政局が選定する「デイスカパー・農山漁村（むら）宝」の「コミュニティ・地産地消部門」で「南信州松川りんごワイン・振興会」が選ばれました。



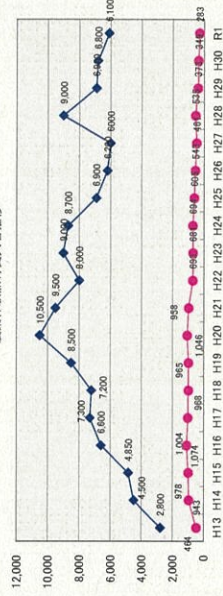
## グリーンツーリズム（本物体験・都市交流）

松川町では、都市との交流事業として、次のような取り組みを行っている。

- (1) 農業体験旅行（ホームステイ）
- 都市部にある中学校、高校の修学旅行に農業体験を取り入れ、実際に本場に農家の行っている作業を体験。
- 農家へ宿泊することで農村の生活を肌で感じる。



農業体験旅行受入者推移



## 果樹研修生（地域おこし協力隊）の受入

- 都会から移住して、就農（果樹栽培限定）したい方に、募集の条件として3回の訪問、農業体験をしていただくよう案内しています。
- 町内の案内や農家さんでの農業体験、移住者との意見交換を行います。
- 1年間に2名ずつ、将来の農業の新しい手として、3年間の研修を受け、就農に向けて準備を行います。（2020年1月～）

（実績）

|             |    |        |    |
|-------------|----|--------|----|
| 2020年1月～1期生 | 2名 | 2023.2 | 就農 |
| 2021年4月～2期生 | 1名 | 2024.2 | 就農 |
| 2022年2月～3期生 | 2名 | 2025.2 | 就農 |
| 2023年2月～4期生 | 2名 | 2026.2 | 就農 |
| 2024年2月～5期生 | 2名 | 研修中    |    |





## 遊休農地対策として

- ・ 新規就農者の受け入れ支援 ~ 果樹研修制度 ~
- ・ 新規法人参入の支援
- ・ 6件が果樹栽培を中心にしている

シルバー人材センター、ワーキングホリデー

労働力の補充

農地の集積・集約化

農地の乾旋、マッチングによる流動化

農地相談員を設置し、情報収集及び売買、賃貸の支援



## 令和元年(2019)の取り組み

### 1人1坪農園の推進



※ 学校給食有機米100%  
千葉県いすみ市へ  
農業委員による視察

## 令和2年(2020)の取り組み

### 2019年の事業に加えて、松川町環境保全型農業の推進

- ・ 各種講演会「土壌微生物による物質循環での土づくりを」吉田俊道氏
- ・ 「国ちゃん野菜の作り方」吉田俊道氏
- ・ 野菜、お米の有機栽培研修会の実施
- ・ 学校給食への食材提供(実証圃場で栽培されたもの等)



「有機」と「勇氣」をかけた「ゆうぎ給食とどけ隊」

県の元気づくり支援金の活用

2020.2 吉田太郎さんの勉強会  
松川町有機農業研究会主催

- ・ 農地を持たない人へのふれあいガーデン(市民農園)の乾旋
- ・ ケーブルテレビにて野菜づくり指南番組「Do遊農?」を放送
- ・ 「健康でおいしい野菜をつくる」講演会 野口勲氏



## 松川町の地産地消の実態 ~ 栄養士の悩み ~

果樹園と水田が中心の町

野菜の栽培は少なく、学校給食には「米」100%松川町産を提供しているものの  
野菜の地場産率は20%未満。このような実態の中、「地産地消率」をどのように  
目標値に近づけられるか・・・

| 長野県 県産農産物利用目標 | 2022年 | 2027年 |
|---------------|-------|-------|
| 県内産           | 69.5% | 75%   |
| 町内産           | 21.9% | 21.9% |

| 中央小学校 令和元年の 地場産品利用調査 | 6月    | 11月   |
|----------------------|-------|-------|
| 県内産                  | 23.3% | 33.8% |
| 町内産                  | 21.9% | 8.8%  |



令和元年9月・・・生産者、学校栄養士、産業観光課での打ち合わせ実施  
環境にやさしい農産物の提供について 相談＆マッチング

- ・ 産業観光課 遊休農地を活用し、農産物を給食に提供したい
- ・ 生産者 学校で希望する、全量出荷は難しい
- ・ 栄養士 1日分の使用量が確保できれば給食での利用は可能

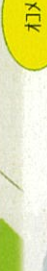
野菜、お米の有機栽培研修会の実施



太陽熱マルチをした後に播種。太陽熱マルチは夏に効果あり(春は温度が低い)

リンゴの絞りカスをたい肥に利用。

育土のため、緑肥を育て、漑き込み。漑き込んだ後、太陽熱マルチを実施



水管理、土引き圃場の水平を保つ。最初に雑草の発芽を促し、出たところで、代掻きをして田植えを行う。

ワザカサ(ワザ)としてのマリーゴールド・ソルゴー。ネギにつく虫の天敵の住処とする。



② 有機栽培研修会の取組



25



④ 有機農業産地づくり支援金・みどりの食料システム戦略  
栽培実証圃場での研修会&指導者育成講習会



27

農機具の導入



④ 有機農業産地づくり支援金・みどりの食料システム戦略

松川町オーガニックビレッジ宣言

- 町民の皆さんと一緒に環境保全型農業への取り組みをすすめます。
- 持続可能な農業、持続可能な暮らしを目指し、町の活力・魅力をＵＰします。
- ゆうきの里としての成長とともに、子どもたちの健やかな成長を目指します。

令和5年3月6日

松川町では、世界的な新型コロナウイルスによる影響、また異常気象での農作物への自然災害など、自然環境を強く意識する状況下において、令和元年から、遊休農地を活かす取り組みとして、環境保全型農業（農業の持つ物質循環環境を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業）に取り組んでいます。

環境保全型農業の取組みとしては、ここ数年で取り組んできた学校給食への※1有機食材の提供と、100年以上、産地として続く「くだもの里」の果樹栽培でも、長年取り組みが行われてきています。近年、科学的にも解明されてきた栽培技術や育土、植物の成長等について、さらなる探求を高め、松川町の農産物のブランド化と、担い手の育成、暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

※1有機農産物とは、農薬や化学肥料を使わず、遺伝子組み換え技術を使用せず、環境への負荷をできる限り低減した農産物で、「有機JAS規格」を取得したものです。学校給食への提供すべてが有機JAS規格を取得しているわけではありませんが、ここではあえて有機農産物と表記しています。

26

④ 有機農業産地づくり支援金・みどりの食料システム戦略



28

視察後、武蔵野市の食料調達指針をモデルに、松川町でも作成したいとゆうきの里を育てよう連絡協議会より教育委員会へ指針の策定をしてほしいと提案しました。





## 松川町ゆっき給食とどけ隊の思い

環境保全型農業を推進し、子どもたちのために、安全なお米や野菜を届けたいと、有志が集まり、**化学肥料、農薬をなるべく使わない農業**をしようと進めてきました。

育土を学ぶことにより、「**農薬を使わないから安全**」という考え方や、「**有機栽培だから虫がいる**」、「**虫に食べられる野菜はおいしい**」は、違うということに気づきました。

元気な土で育ったお米や野菜が元気になる、虫や病気が寄ってこないため、「化学肥料、農薬を使わない」ではなく、「**使わなくても大丈夫**」な農産物になります。この経験を実証圃場研修会で継続して学び、栽培に活かす、生産量や質の良さに繋がります。環境にやさしい持続可能な農業を学び、実践し始めたところです。

今後、より多くの有機の農産物を学校給食に提供していけたらと思っています。Facebookで情報発信中

ゆっき給食とどけ隊 令和2年8月結成



30

## 31 従来行ってきた遊休農地対策

- ・ 新規就農者の受け入れ支援 ～果樹研修制度～
- ・ 新規法人参入の支援 9件の農地所有適格法人の内、6件が果樹栽培を中心に行っている
- ・ 労働力の補完 シルバー人材センター、ワーカーゲート
- ・ 農地の集積・集約化
- ・ 農地の転換、マッチングによる流動化
- ・ 農地相談員を設置し、情報収集及び売買、賃貸借の支援

## 一人一坪農園の推進（環境保全農業の推進）地域計画の策定

- ⇒ 果樹栽培を希望する就農者だけでなく、有機農業を志す就農者の移住希望者
- ⇒ 環境に配慮した土づくりを学ぶ機会がある法人及び集落営農組織での有機農業の取り組み
- ⇒ 話し合いにより様々な体制の構築
- ⇒ 遊休農地が有機栽培を行う際に適している。緑肥での管理も可能で、農地の借り受けが増加。
- ⇒ 有機栽培、家庭菜園に新規に取り組みきたい希望者増、下限面積が撤廃、家庭菜園としての農地の売買

## ⑥ 今後の取組について

松川町ゆっきの星を育てよう参加型農産物認証制度 R7.4スタート

30

## 17.リニア開通～新しい時代～

32



☆リニア中央新幹線の開通[2027年（遅れる見込み）]により、東京までわずか40分圏域に！  
☆国内のみならず海外（全世界）がとて近くなり、産業立地や観光交流などグローバルな展開が期待されます。



## 松川町農業振興会議設置要綱

### (設置)

第1条 松川町の農業の中長期的な農業振興施策を審議するため、松川町農業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 振興会議は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 松川町が実施する農業振興施策に関すること。
- (2) 松川町が実施する農業の担い手対策、遊休農地対策、人・農地プランに関すること。
- (3) 松川町営農支援センター（以下「支援センター」という。）の運営に関すること。
- (4) 支援センターが行う各種事業の充実及び利用促進に関すること。
- (5) 支援センターに係る調査、研究及び企画、立案
- (6) 支援センターの目的達成のため必要な事項
- (7) その他町長が必要と認める事項に関すること。

### (委員の構成)

第3条 振興会議の委員は、町長が委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 松川町農業委員会の代表
  - (2) みなみ信州農業協同組合の代表
  - (3) 農業関係団体の代表
  - (4) 県農業法人及び経営士協会代表
  - (5) くだもの観光協会代表
  - (6) 女性農業者の代表
  - (7) その他、必要に応じ、町長が必要と認めた者
- 2 事務局は、次の各号に掲げる組織の職員を充てる。

- (1) 長野県農業農村支援センター
- (2) 松川町産業観光課
- (3) 松川町建設水道課
- (4) みなみ信州農業協同組合松川支所営農課

### (役員)

第4条 振興会議に、会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会議を総理し、その議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、松川町産業観光課において行う。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



## 松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会

令和2年12月22日

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を松川町元大島3823番地松川町役場内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、松川町の豊かな自然や気候風土の保全・再生のために、環境保全型農業を推進するとともに、松川町産有機食材を活用した子どもたちの食事(給食)を推進し、もって松川町の農業振興と子どもたちの健康で豊かな食生活の実現に寄与することを目的とする。

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動の範囲は、松川町全域とする。

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 松川町の豊かな自然や気候風土の保全・再生に資する環境保全型農業の総合的推進に関すること。
- (2) 松川町産有機食材を活用した給食の推進に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業。

2 協議会は、前項に関する業務の一部を委託により実施することができるものとする。

### 第2章 会員等

(協議会の会員)

第6条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 松川町長
- (2) 松川町農業委員長及び会長代理
- (3) 生産者代表
- (4) 長野県南信州農業農村支援センター代表
- (5) みなみ信州農業協同組合松川支所営農課長
- (6) 直売所代表
- (7) 松川町教育長
- (8) 小中学校栄養士
- (9) 保健福祉課栄養士

(10) 松川町商工会代表

(11) その他関係団体

2 協議会の会員は20名以内とする。

3 その他、必要に応じて有識者をアドバイザーとして参加要請する。

(届出)

第7条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の定数、選任及び任期)

第8条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

3 会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 役員の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。補欠役員の任期は前任者の在任期間とする。

(役員の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は会務及び会計を監査する。

(1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の報酬等)

第10条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができるものとし、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年松川町条例第11号)に準ずる。

### 第4章 総会

(総会の種類)

第11条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長とする。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (2) 第9条第2項第3号の規定により監事が招集したとき。
  - (3) その他会長が必要と認めたとき。
- (総会の招集)
- 第12条 協議会の総会は会長が招集する。
- 2 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
  - 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- (総会の議決方法)
- 第13条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
  - 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてはのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席者の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができるが、できない。
- (総会の権能)
- 第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
  - (4) 第5条の事業の実施に関すること。
  - (5) その他協議会の運営に関する必要な事項
- (特別議決事項)
- 第15条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- (1) 協議会規約の変更
  - (2) 協議会の解散
  - (3) 会員の除名
  - (4) 役員の解任
- (書面又は代理人による表決)
- 第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
  - 3 前項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
  - 4 第13条第1項及び第4項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。
- (議事録)
- 第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項について記載する。
    - (1) 日時及び場所
    - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数及び当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
    - (3) 議案
    - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。
- 第5章 事務局等  
(事務局)
- 第18条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、松川町役場産業観光課農業振興係及び農林係が行う。
  - 3 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置き、会長が任命する。
  - 4 事務局は、事務局長が総括し、処理する。
- 第6章 会計  
(事業年度)
- 第19条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (経費)
- 第20条 協議会の経費は、次の各号に掲げるものをものとする。
- (1) 国及び県補助金、交付金
  - (2) 松川町の負担金及び補助金
  - (3) その他の収入
- (事業計画及び収支予算)
- 第21条 協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。
- (監査等)
- 第22条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。



- (1) 事業報告書
  - (2) 収支計算書
  - (3) その他必要な書類
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに会長は、その監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。  
(事業終了後又は協議会が解散した場合の残余財産の処分)
- 第23条 事業が終了した場合又は協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、町補助金相当額にあっては交付要綱等に基づき返還するものとする。
- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

#### 第7章 協議会会長印の取り扱い (種類)

- 第24条 会長印は「松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会」の名称を略して「松川町ゆうきの里育て協議会長之印」と調印するものとする。
- 2 公印の名称、形状、書体、寸法、用途、及び個数は、次のとおりとする。
- |        |                  |
|--------|------------------|
| (1) 形状 | 松川町ゆうきの里育て協議会長之印 |
| (2) 書体 | てん書              |
| (3) 寸法 | 22×22 (ミリメートル)   |
| (4) 用途 | 会長名をもって発する文書     |
| (5) 個数 | 1                |

#### 第8章 雑則 (細則)

- 第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、公布の日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第8条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第8条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業年度については、第19条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和3年3月31日までとする。